

別表 1

減価残存率表

耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率		耐用 年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

電気事業の用に供する償却資産配分基準

固定資産	配分を受ける市町村	配分方法
電気事業の用に供する償却資産 (専用鉄道に係るものを除く。)	当該償却資産が所在する市町村	
一 水力発電設備		
1 構築物		
(一) えん提		1 所在する市町村に配分する。ただし、2以上の市町村にわたる建物に収容されるものにあつては当該建物の床面積に、2以上の市町村にわたる道路に係るものにあつては当該道路の延長にあん分する。 2 えん提の築造によりたん水区域が2以上の市町村にわたるときは、その価格の3分の2を前項の規定にかかわらず、通常の満水時におけるたん水面積にあん分して、その市町村に配分し、他の3分の1を前項規定により配分する。
(二) 取水口		取水口の箇所数によりあん分する。この場合において、1の取水口が2以上の市町村にわたるものにあつては、その容積によりあん分する。
(三) 導水路		導水路の延長によりあん分する。
(四) 沈砂池		沈砂池の容積によりあん分する。この場合において、1の沈砂池が2以上の市町村にわたるものにあつては、その容積によりあん分する。
(五) 水槽		水槽の箇所数によりあん分する。1の水槽が2以上の市町村にわたるものにあつては、その容積によりあん分する。
(六) 水圧管路		水圧管路の延長によりあん分する。
(七) 放水路		放水路の延長によりあん分する。
(八) 雑工事		土捨場の箇所数によりあん分する。
2 機械装置、諸装置及び備品		所在する市町村に配分する。ただし、2以上の市町村にわたる建物に収容されるものにあつては当該建物の床面積に、2以上の市町村にわたる道路に係るものにあつては当該道路の延長によりあん分する。
二 汽力発電設備、原子力発電設備及び内燃力発電設備		所在する市町村に配分する。ただし、設備を収容する建物が2以上の市町村にわたる場合にあつては、当該建物の床面積によりあん分する。
三 送電設備		
(一) 架空電線路		架空電線路の支持物の基数によりあん分する。
(二) 地中電線路		電線の延長によりあん分する。
(三) 保安通信設備		通信装置の箇所によりあん分する。
(四) 保安開閉装置及び備品		開閉所の箇所によりあん分する。
四 変電設備		所在する市町村に配分する。ただし、設備を収容する建物が2以上の市町村にわたる場合にあつては、当該建物の床面積によりあん分する。
五 配電設備		配電線路の支持物の基数によりあん分する。ただし、地中電線路については、当該地中電線路の延長によりあん分する。
六 業務設備		本店、支店若しくは支所又はこれらに類するものごとに、事務所その他の家屋に係る業務設備にあつては当該本店、支店若しくは支所又はこれらに類するものの床面積に、その他の業務設備にあつては当該本店、支店若しくは支所又はこれらに類するものの敷地の面積によりそれぞれあん分する。
七 前掲以外のもの		所在する市町村に配分する。